

(公社) 砂防学会 土砂災害緊急調査に関する運営系統図

規程 1、2

土砂災害の発生等*

(* 森林火災、火山噴火なども含む)

情報収集：会長は他部会情報、事業部会長は関係機関やマスコミ情報、当該支部長は地元情報を収集する(3-4)。必要により支部は事前調査を実施する(5-1)。

特別災害対応委員会（本部：事務局）の招集（緊急調査委員会設置の判断）

委員長：学会長(3-1) 副委員長：副会長、支部長（当該ブロック）(3-2)

委員：専務理事、総務部会長、研究開発部会長、事業部会長、
編集部会長、その他・会長が指名するもの(3-3)

指示

必要に応じ先遣調査(5-2)

社会に及ぼす影響 ① (5-3)

砂防研究としての取組の有用性 ② (5-3)

発生地域の砂防学会支部の意見 ③④(5-1)

過去の災害への対応状況 ⑤

災害の程度判断

きわめて重大な災害(5-3)

重大な災害(5-3)

きわめて重大な災害、
重大な災害に該当せず

土砂災害緊急調査A委員会

委員長：会長 (6-1-(1))

副委員長：副会長 (3名) (6-1-(1))

支部長（被災地域）(6-1-(1))

委員：委員長が指名し、委嘱した者 (7-1)

土砂災害緊急調査B委員会

委員長：支部長（被災地域）(6-1-(2))

副委員長：副会長（1名）※会長指名(6-1-(2))

委員：委員長が指名し、委嘱した者 (7-1)

報告

団長を指名(7-1)

土砂災害緊急調査団

団長：土砂災害緊急調査委員会委員長が指名

団員：団長が指名し、委嘱した者

調査個所・体制は各調査団が決める

報告

団長を指名(7-1)

土砂災害緊急調査団

団長：土砂災害緊急調査委員会委員長が指名

団員：団長が指名し、委嘱した者

調査個所・体制は各調査団が決める

調査委員長は理事会に報告、成果概要集及び支出明細書を提出 (8)

必要に応じ調査成果の公表、提言 (2)

学会誌等で報告、必要に応じて災害報告会の開催

必要に応じて研究開発部会が研究会を設置して調査を実施

自然災害発生時の砂防学会「特別災害対応」設置等における判断について

1. 従前より実施してきた判断において下記視点を要素とするよう整理

- ・災害の広域性や重大性など社会に及ぼす影響、また、行政対応について参考とする ①
- ・土砂災害事象に照らし合わせ、砂防研究としての取り組みの有用性 ②
- ・発生地域の砂防学会支部における意見や判断 ③
- ・必要に応じて支部等により行う事前調査結果 ④
- ・これまで当学会が行ってきた緊急調査の実績 ⑤

(近年における砂防学会での対応については別紙のとおりであり総合的判断の参考とする)

- ・上記視点により、総合的に判断する。

2. 特別災害対応委員会における判断

- ・特別災害対応委員会において上記を思慮して、「きわめて重大な土砂災害」は学会長を委員長とする土砂災害緊急調査 A 委員会、を設置する。
- ・「重大な土砂災害」は災害が発生した地域の支部長を委員長とする土砂災害緊急調査 B 委員会を設置する。
- ・両災害に該当しない場合は、緊急調査に該当しない旨を判断するものとする。なお、必要に応じて、研究開発部会に当該災害現象を研究するための研究会を設置することが出来る。

3. 緊急調査終了後の対応

- ・緊急調査が終了した場合には、学会誌等で活動内容、結果を報告する。また、必要に応じて災害報告会を開催する。